

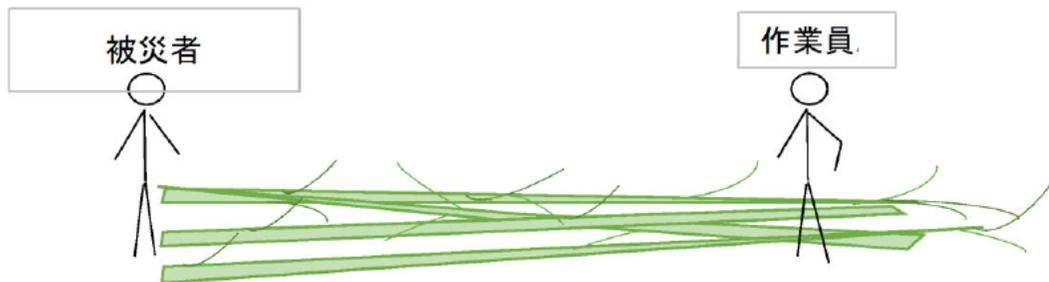
# 伐採した竹を片付ける際、作業員の左目に当たる事象

■ 事業所

1. 発生日時: 令和3年7月13日(火) 11:55頃
2. 発生場所: E23 東名阪自動車道 上り線 KP63.6付近
3. 作業内容: 東名阪自動車道 ■ 管内維持修繕業務
4. 事象概要: 暫定3車の第一走行車線規制内で、高さ10m程度の竹伐採作業を、高所作業車にて先端より約4m程度に小切りし、ガードレール・柵の外側に仮置きしてあった何本かの重なり合った竹を片付ける際、他の作業員がそのうちの竹を1本を持ちあげた。その竹の先端が跳ね、被災者の左目に当たった事象
5. 被災状況: 被災者: 左目の目蓋(まぶた)を縫合する予定
6. 位置図



## 作業状況



4m程度に小切りした  
伐採竹をガードレール・柵の外側に仮置き

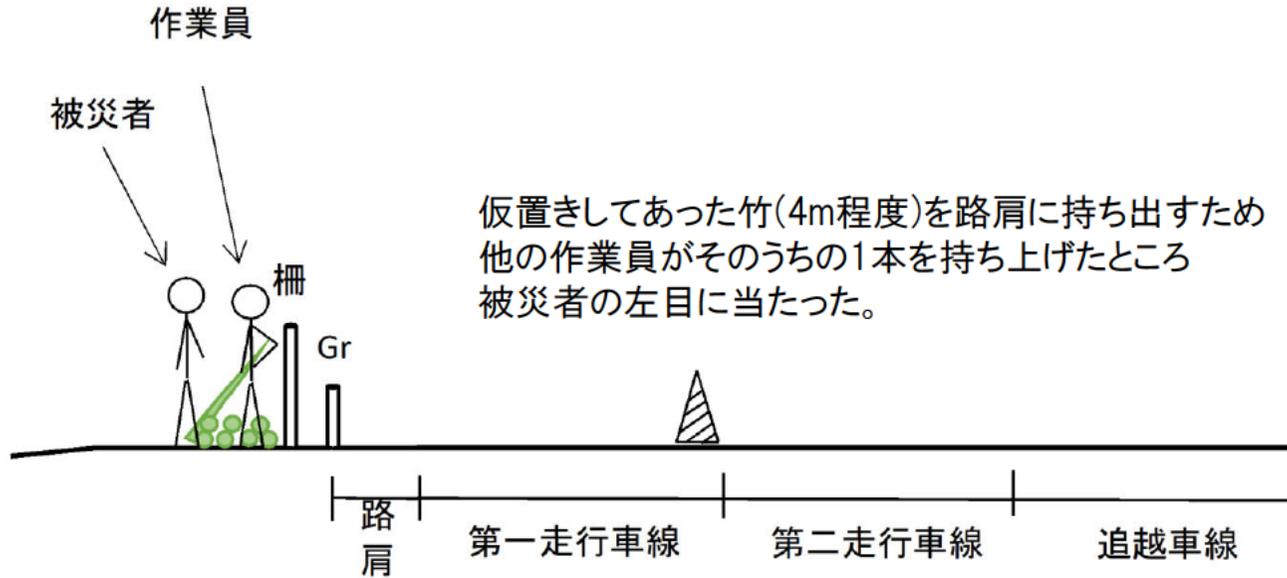


重なりあった伐採竹を  
路肩に持出すため、作業員がその中の1本を  
持ちあげようとした。



作業員が持ち上げた際、竹の先端が跳ね  
被災者の左目の当たった

## 作業状況



作業状況(施工前)

